

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 6 年 4 月 19 日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札の件名
島根県警察非常招集等支援サービスの導入業務及び運營業務
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書によります。
- (3) 契約期間
ア 導入業務 契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日までの間
イ 運營業務 令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間
- (4) 履行場所
島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 都道府県警察に対し、過去 1 年間以上にわたり、警察職員の参集、安否確認等に関するサービスを提供した実績のある者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態

が継続中の者でないこと。

- (7) 島根県税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税について、未納の税額がない者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長による入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には、消費税及び地方消費税に相当する額を除く金額を記載してください。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年5月10日（金）正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出資料を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

5 入札に関する説明事項

(1) 入札説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

本公告の日から令和6年5月10日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付方法

(2)の場所で行います。

(2) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510

島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部2階 警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

(3) 入札説明会

行いません。

6 入札及び開札日時等

(1) 入札の日時、場所

ア 日時

令和6年5月23日（木）午後4時

郵便による入札は、簡易書留等配達記録が残る方法に限るものとし、令和6年5月23日（木）午後4時までに到着した場合のみ有効とします。

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階警務部会計課用度係

(2) 開札

ア 日時

令和6年5月24日（金）午後3時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階第二小会議室

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札者が見積もった契約希望金額（入札予定金額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがあります。

(5) ファクシミリ等による入札

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めません。

郵便による入札は、簡易書留等配達記録が残る方法に限るものとし、令和6年5月23日（木）午後4時までに到着した場合のみ有効とします。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最

低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、5の(2)の窓口に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

(10) その他

詳細は、入札説明書によります。